

川崎市消防音楽隊員の服装に関する要綱

最終改正 平成19年2月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防音楽隊の設置等に関する規程（昭和37年消防局訓令第11号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、出勤・派遣における演奏時の音楽隊員（以下「隊員」という。）の服装（以下「服装」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(品目及び制式)

第2条 規程第14条に規定する服装の品目は、別表1のとおりとし、その制式については、別表2のとおりとする。

(管理)

第3条 服装については、隊員自らが着用するものについて、その使用者が管理するものとする。

2 総務部人事課長は、隊員に新たに被服を使用させるときは、音楽隊被服管理台帳（第1号様式）により使用状況等を管理しなければならない。

(着用基準)

第4条 被服の着用基準は、次のとおりとする。

(1) 音楽隊儀礼服装

1 2月から翌年3月までの期間における、儀式、式典、通常演奏、パレード及びドリルの際に着用するものとする。

(2) 音楽隊演奏服装

4月、5月、10月及び11月の期間における、儀式、式典及び通常演奏の際に着用するものとする。

(3) 音楽隊パレード服装

4月、5月、10月及び11月の期間における、パレード、ドリル及び通常演奏の際に着用するものとする。

(4) 音楽隊盛夏服装

6月から9月までの期間における、儀式、式典、通常演奏、パレード及びドリルの際に着用するものとする。

2 行事の内容及び気象の状況を考慮し、必要な場合は前項各号の基準にかかわらず着用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1

服 装		音楽隊儀礼服装	音楽隊演奏服装	音楽隊パレード服装	音楽隊盛夏服装
品 目					
音楽隊儀礼帽					
音楽隊演奏帽					
音楽隊パレード帽					
音楽隊儀礼服					
音楽隊演奏服					
音楽隊パレード服					
音楽隊盛夏服					
音楽隊短靴	白				
	黒				
音楽隊バンド	白				
	黒				
	紺				
音楽隊吊りバンド					
音楽隊ネクタイ	灰				
	黒				
	紺				
音楽隊飾緒					
音楽隊き章					
音楽隊肩章					

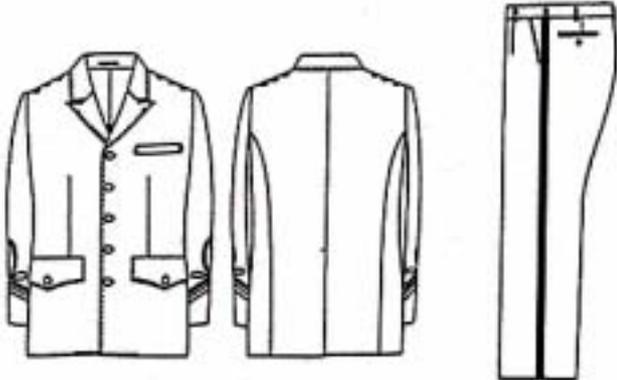
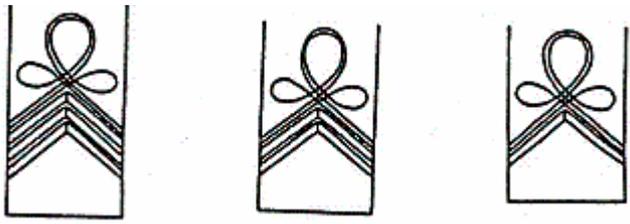
音楽隊盛夏肩章				
音楽隊胸章				
スタンドカラーシャツ				

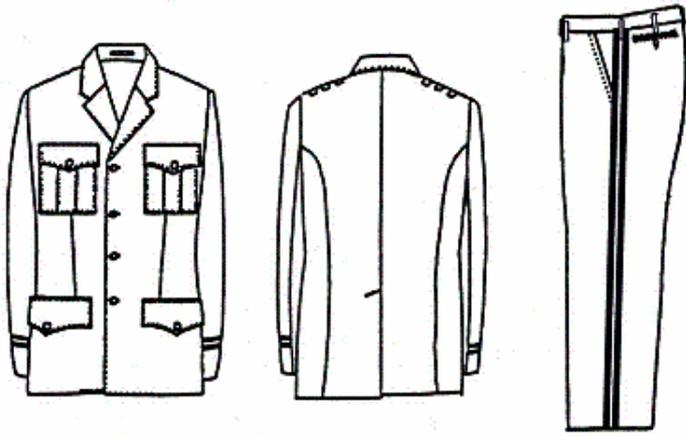
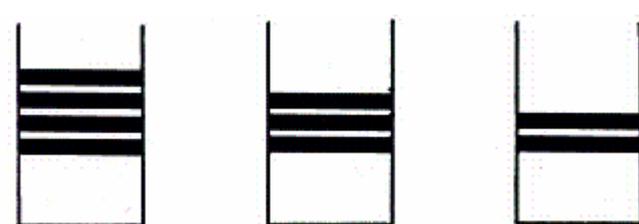
備考：表中の印は、着用品目を示す。

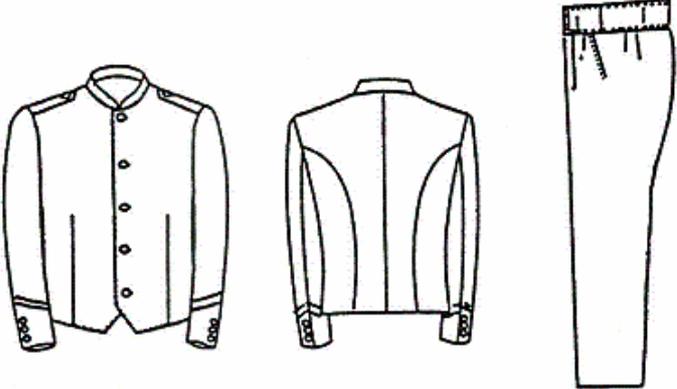
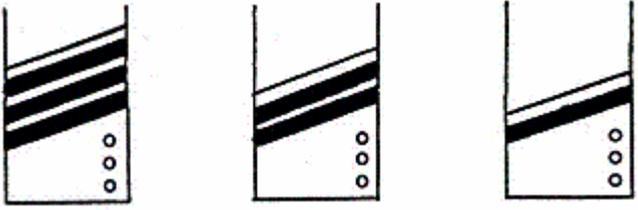
別表第 2

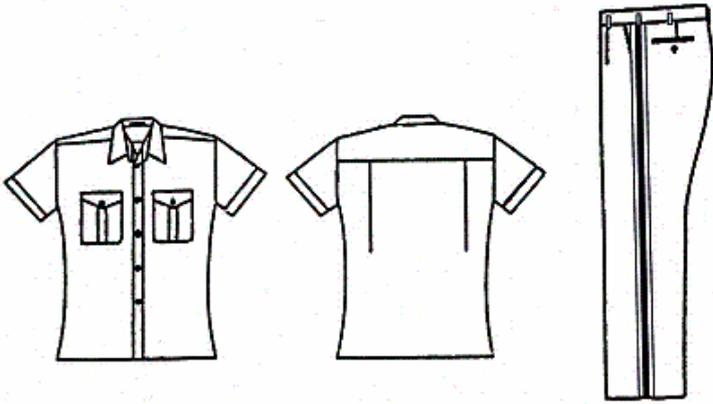
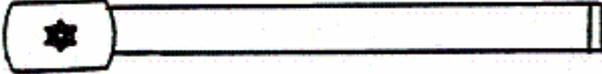
音楽隊 儀礼帽	色及び地質	<p>黒色の毛織物とする。</p> <p>前ひさし上には黒色フェルト台に金色の月桂樹刺繍、あご紐は金糸縞とし、両端は金色金属製の消防章で留める。</p>
	制式	<p>形状</p> 
	き章	<p>台地は地質と同様とし、銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱</p> 
周章	<p>帽の腰まわりには、黒色の斜子織を巻くものとする。</p>	
音楽隊 演奏帽	色及び地質	<p>クリーム色の混紡織物とするほか、音楽隊儀礼帽と同様とする。</p>

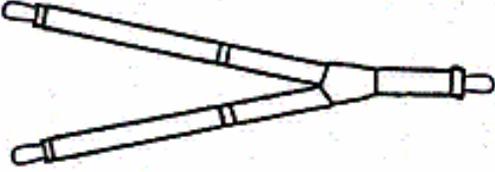
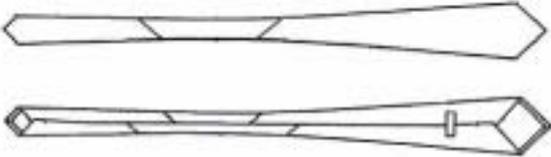
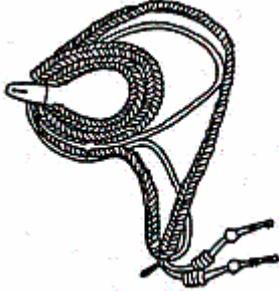
	制式	形状	音楽隊儀礼帽と同様とする。
		き章	台地は地質と同様とするほか、音楽隊儀礼帽と同様とする。
		周章	音楽隊儀礼帽と同様とする。
音楽隊 パレード ド帽	色及び地質		クリーム色の混紡織物とする。 前ひさし上は紺色皮製とし、銀色の月桂樹刺繍、あご紐は銀色とし、両端は銀色金属製の消防章で留める。
	制式	形状	音楽隊儀礼帽と同様とする。
		き章	台地は地質と同様とし、銀色金属製消防章をモール製銀色桜で抱擁するほか、音楽隊儀礼帽と同様とする。
		周章	音楽隊儀礼帽と同様とする。
音楽隊 儀礼服	色及び地質	音楽隊儀礼帽と同様とする。 ボタンは、消防章を付けた金色金属製とする。 ズボンの両外側を金糸縞で飾る。	

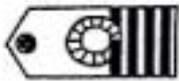
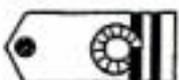
	<p>制式</p>	<p>形状</p> 
	<p>袖章</p>	<p>金糸縹を用いる。</p> <p>隊長 副長 その他</p> <p>の隊員</p> 
<p>音楽隊 演奏服</p>	<p>色及び地質</p>	<p>音楽隊演奏帽と同様とする。</p> <p>ボタンは、消防章を付けた金色金属製とする。</p> <p>ズボンの両外側を金糸縹で飾る。</p>

	<p>制式</p>	<p>形状</p> 
	<p>袖章</p>	<p>金糸縹を用いる。</p> <p>隊長 副長 その他の 隊員</p> 
<p>音楽隊 パレード服</p>	<p>色及び地質</p>	<p>上衣は音楽隊パレード帽と同様とし、ズボンは黒色の混紡織物とする。</p> <p>ボタンは、金色金属製とする。</p>

	制式	形状	
	袖章	<p>銀糸縞を用いる。</p> <p>隊長 副長 その他</p> <p>の隊員</p>	
音楽隊 盛夏服	色及び地質	<p>音楽隊盛夏帽と同様とする。</p> <p>ボタンは、消防章を付けた金色金属製とする。</p> <p>ズボンの両外側を金糸縞及び紺色のラインで飾る。</p>	

	制式	
音楽隊 短靴	色及び地質	白色、黒色の皮製又は合成皮製とする。
	制式	
音楽隊 バンド	色及び地質	白色、黒色、紺色の合成繊維の織物とし、留め金具は消防章を付けた銀色金属製とする。
	制式	
音楽隊 吊りバ	色及び地質	黒色のゴムバンドとし、留め金具は金色金属製とする。

ンド	制式	
音楽隊 ネクタイ	色及び地質	灰色、黒色、紺色の合成繊維の織物とする。
イ	制式	
音楽隊 飾緒	色及び地質	金色の紐製とし、先端は金色金属製とする。
	制式	
音楽隊 き章	色及び地質	紺色の七宝焼とする。

	制式	
音楽隊 肩章	色及び地質	黒色フェルト台に金色の紐製とし、金色金属製の消防章及び銀色金属製の星を付ける。
	制式	<p>隊長 </p> <p>副長 </p> <p>その他の隊員 </p>
音楽隊 盛夏肩章	色及び地質	紺色フェルト台に金色金属製の消防章を付け、金糸縞で飾る。
	制式	<p>隊長 </p> <p>副長 </p> <p>その他の隊員 </p>
音楽隊 胸章	色及び地質	銀色の金属製とする。

	制式	
スタン ドカラ ーシャ ツ	色及び地 質	白色の織物とする。
	制式	